

登録を受けるまでの間は空欄にしておくこと。
 ※法律施行後1年間は未登録であっても「みなし業者」であるため、空欄でも法的に問題なし。

別記様式第十一号（第三十七条関係）

表

	<h2 style="margin: 0;">従業者証明書</h2> <p style="margin: 0;">従業者証明書番号</p>	5.403 cm 以下 5.392 cm 以上
	従業者氏名 (年 月 日生) 業務に従事する 営業所又は 事務所の名称 及び所在地 この者は、賃貸住宅管理業者の従業者である ことを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 登録番号 国土交通大臣 () 第 号 商号、名称又は氏名 主たる営業所又は事務所の所在地 代表者氏名	
(年 月撮影)		8.547 cm 以上 8.572 cm 以下

裏

備考	<p>【補足】 法令で規定されてる従業員者証明書の番号の付番例 1999年4月に雇用された1人目の従業員Aさんの場合</p> <p>①西暦の下二桁：99 ②雇用された月：04 ③従業員ごとの固有番号：1 (01でも可)</p> <p>Aさんの従業員番号：99041</p>
備考	<p>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律抜粋 第十七条 賃貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 賃貸住宅管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

- 2 業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
~~し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。~~
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

記載事項に変更があった場合、令和3年9月1日以降において営業所又は事務所の長の印は不要。
○デジタル整備省令(国土交通省令第五十三号)抄
(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正)
 第47条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則(令和二年国土交通省令第八十三号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第十一号備考2中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。